

# 令和3年度 教育行政執行方針

令和2年芽室町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、芽室町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

## はじめに

近年、我が国は、かつてない大きな社会の変革期にあります。そして、今、次の大きな変革期として「Society5.0」の訪れとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大など、将来の予測が困難な時代に直面しております。

このような中、ふるさと芽室町を次の世代に引き継いでいくためには、誰もが持続可能な地域社会のよりよい創り手となるため、郷土愛や自己有用感、未来を創り、つなぐ意欲の高揚を図る中で、主体的に地域社会の課題にかかわり、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造するための資質・能力を育成するなど、教育行政の果たすべき役割は益々重要となっております。

今、将来について分かっている唯一のことは、今とは違うということあります。「芽室町教育大綱」の基本理念である『心豊かで「次代に輝く 芽室の人」を地域全体で育みます！』の具現化に向け、コミュニティ・スクールの取組を中心として学校、家庭、地域、関係機関等と連携・協働しながら、本町の教育行政を未来志向で推進してまいります。

## 【教育行政に臨む基本姿勢】

そのため、まず、教育は、明日を拓く人の夢を育む「夢産業」であるとい

う教育理念のもと、プラスの息の教育である「プラス思考で考動する生き方を推奨する教育」を推進します。

その上で、教育行政に臨む基本姿勢の一つ目は、「芽室町教育振興基本計画」の基本理念であります「芽室を愛し 夢の実現に挑戦する 心豊かな次代に輝く人を育む」ことを踏まえ、本計画に基づき、本町はもとより各地域においても様々な分野で活躍する人を育みます。

二つ目は、「芽室町社会教育推進中期計画」の基本理念であります「町民が生涯にわたり、いつでも・どこでも・だれでも、学び、心豊かで輝く人を育む地域づくり」を踏まえ、自ら進んで学び、人と人とのふれあいを大切にする活動を支援する中で、活力に満ちた地域づくりに貢献してまいります。

これら2点の教育行政に臨む基本姿勢に基づき、学校教育と社会教育が連携して取り組んでいく各分野における主要な施策について申し上げます。

### 【主な施策】《学校教育の推進》

はじめに、児童生徒が未来社会を切り拓いていくために必要な資質・能力の育成を重視した学校教育の推進についてであります。

第1に、「確かな学力と社会の変化に対応する力の育成」では、「社会に開かれた教育課程」を基軸にし、学びのフィールドを学校内のみならず、地域にも広げるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点から「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの力をバランスよく育むための授業改善をチーム芽室として組織的に進めます。

また、「芽室町教育委員会 ICT 整備・活用指針」に基づき、全員が国際舞台と

革新的創造の扉を開くことのできる学校づくりを目指す、GIGAスクール構想の具現化を図るとともに、授業と連動した家庭学習習慣の定着化や小学校全学年での35人以下学級編成の継続、及び、個に応じたきめ細かな指導や習熟度別少人数指導を推進し、全国平均以上の学力を保証するように努めます。

第2に、幼保・小・中の校種間連携では、本町の発達支援システム、及び「芽室町スタートカリキュラム」をもとに、幼保・小の円滑な接続とともに、義務教育9年間を見通した小・中連携教育の取組を推進します。

第3に、「食農教育の推進」では、「農業王国芽室」を踏まえ、小学校における農業小学校の圃場等を活用した食農体験の推進、及び食と農業や他の産業等とのつながりや食品ロスなどに関する理解を深めるための栄養教諭による食と農に関する指導など、様々な教育活動を通して食農教育を推進します。

第4に、芽室町教育研究所が調査・研究を進めている「めむろ未来学」では、小・中9年間を通した本町の特色などに関する探究・提案・発信型の学びなど、郷土愛や持続可能な町づくりにつながる未来志向の学びを推進します。

第5に、「規範意識や豊かな心の育成」では、「めむろ郷育・夢育推進事業」や「考え、議論する道徳」の充実などにより、郷土愛や自己有用感等の醸成を図るとともに、積極的に社会に参画する人を育てる教育活動を推進します。

また、いじめ対策として、「芽室町いじめ防止基本方針」に基づく組織的な取

組の強化とともに、特に、コロナ禍における感染者、濃厚接触者等に対する差別や偏見、誹謗中傷は断じて許されるものではなく、指導の徹底を図ります。

さらに、不登校対策として、「茅室町不登校支援システム構築指針」を策定し、学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、未然防止と早期発見・早期解決に取り組むとともに、適応指導教室「ゆうゆう」の機能の充実に努めます。

第6に、「健やかな体の育成」では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果による成果と課題を踏まえ、授業改善や運動習慣の定着に向けた取組を進めます。また、生活習慣病検査の実施場所、対象学年の見直しを図り、早期発見・早期解決に向けた取組を強化します。加えて、学校給食については、子育て世帯の経済的支援、及び食農教育推進のため、給食材料費の高騰分を町が継続して支援する中で、食農教育の基盤となる日々の給食、及び地元産食材を活用した「めむろまるごと給食」の内容の充実に努めます。

第7に、「特別なニーズに対応した教育の推進」では、本町の発達支援システムをもとに、地域コーディネーターが中心となり、校種間連携や医療的ケアの必要な児童生徒に対応した訪問看護の派遣、さらには、ICTを活用した個別最適な教育の推進など、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るため、「見通し」と「つなぎ」を大切にした教育を推進します。

第8に、「地域とともにある学校づくり」の基盤となる「コミュニティ・スクール」の推進については、各校の学校運営協議会の熟議を深める中で、町への愛

着と誇りや自己有用感、夢の実現へ挑戦する意欲の高揚、及び主権者教育や消費者教育による、社会の一員として主体的に判断し、行動する意欲や態度の育成を図る中で、地域コミュニティの活性化につなげるため、「郷育・夢育」をキーワードに家庭、地域、関係機関等との連携・協働を推進します。

第9に、「教育の機会均等の推進」では、経済的に厳しい世帯に対する支援として重要な役割を担っている就学援助や大学等奨学金貸付を継続するとともに、コロナ禍における生活困窮世帯等への緊急支援に隨時取り組みます。

第10に、「安心・安全で質の高い教育環境の整備」では、「学校施設等長寿命化計画」に基づく老朽化や多様なニーズに対応するための改修、及び「芽室町教育委員会 ICT 整備・活用指針」に基づく整備を進めます。

令和3年度の主な改修等につきましては、老朽化している芽室西中学校校舎・体育館壁改修や、新型コロナウイルス感染予防対策として教室における換気付空調設備の設置、及び ICT 教育の推進に向けた大型提示装置の購入を令和2年度からの繰越事業として実施します。

また、「芽室町立学校における働き方改革推進プラン」に基づく持続可能な学校運営体制の充実、教育改革の重要な柱となる教職員の資質・能力の向上、及び教育公務員として保護者や地域の信頼を損なうことのないよう、服務規律の保持の徹底に努めます。

## 【主な施策】《社会教育を中心とした生涯学習の推進》

次に、町民一人一人が自己実現と社会貢献を図るための社会教育を中心とした生涯学習の推進についてであります。生涯学習の推進とそれを支える社会教育等の充実が、心豊かで次代に輝く人の育成と地域の活性化につながると捉え、生涯にわたり「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶなど、社会で活躍する人づくりに重点を置いた学習機会や教育環境の改善・充実に努めます。

第1に、家庭、学校、地域の連携・協働では、地域学校協働活動を支える「めむろ郷育・夢育応援団本部」において、各CSコーディネーターが、学校の応援団員である学校支援ボランティアの活動を調整し積極的に事業を推進とともに、活動内容の周知に努め、全町的な取組として展開してまいります。

また、中高生を対象に「まち・ひと・しごと」など、地域課題に関する学習を通して持続可能な地域社会の創り手を育成するため、「社会人基礎力」と「郷土愛」などを育む「芽室町ジモト大学」事業を推進します。

第2に、人材の発掘や協働のまちづくりでは、町民個々のもつ能力、特技や知識を発揮する中で地域のために還元できるよう、文化・芸術・スポーツ団体、ボランティア組織や町民活動支援センター登録団体と連携し、芽室町地域指導者人材バンクの活用も含め、地域学校協働活動等の活動機会の提供に努めます。

第3に、家庭教育・子育て支援の充実では、幼少期からの読書の推奨をはじめ、子どもの発達段階に応じた学習機会を提供するとともに、家庭教育学級の

活動内容を拡充及び子育てサークル活動への支援を継続します。

第4に、学びの拠点となる施設の充実では、利用者ニーズに合致した施設の修繕、備品の更新などを計画的に進めるとともに、中央公民館には光回線の接続によりWi-Fiの利便性向上、及び新たに図書館のWi-Fi環境を整えます。

温水プールについては、町営水泳プール等整備事業において令和5年度の供用開始に向け、実施設計に着手します。

第5に、多様な学習機会の確保・充実では、誰もが生涯にわたり学び続けられるよう、児童生徒を対象とした集団での野外活動体験や宿泊体験、友好都市との交流体験の実施、及び高齢者を対象とした「めむろ柏樹学園」など、多様な活動機会年齢に応じた学習機会を確保するとともに、公民館・図書館・ふるさと歴史館における各種講座等の充実に努めます。

第6に、文化・芸術活動の推進では、町民の自主的な活動を推進するとともに、優れた作品に触れ「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会の充実を図ります。

さらに、町内小・中学校及び高等学校の吹奏楽活動を支援するため、音楽関係団体による児童生徒へのクリニックを開催するほか、世代を超えた交流や演奏者の連帯感を醸成するフレンドリーコンサートを継続実施します。

これらの取組により「吹奏楽のまち めむろ」を感じていただくよう努めるとともに、文化芸術鑑賞会や町民及び文化団体との協働による町民文化展の開催など、多様な文化芸術に触れる機会を提供します。

第7に、健康づくりと生涯スポーツの振興では、総合体育館や温水プールでの運動教室や講座を開催するとともに、関係機関・団体などと連携し、住民参加型イベント「チャレンジデー」を継続実施します。

また、体育会やスポーツ少年団の活動を継続支援するほか、北海道十勝スカイアーススポーツ株式会社及び株式会社北海道日本ハムファイターズとの連携事業により、スポーツ活動の更なる充実と指導者の発掘や育成に努めます。

特に、本町発祥のスポーツであるゲートボールの推進については、その再生に向けた挑戦として、活動しやすい環境の整備と多様な普及活動の加速化、及び各種大会・交流会の充実を図る対策を令和3年度から集中的に実施します。

第8に、郷土を愛する人づくりでは、少年教育事業などで地元産農畜産物を活かした食育事業の継続に加え、学校の食農教育への支援、及びコミュニティ・スクールや芽室町ジモト大学事業等、各様々な分野で「郷育」に取り組みます。

さらに、ゲートボールについては、発祥の地として競技の普及推進に努める中で、郷土愛の醸成を促す貴重な財産として次世代にしっかりと引き継ぎます。

## むすびに

町の将来像「みんなで創り　みんなでつなぐ　ずっと輝くまち　めむろ」の実現等を踏まえ、町民の皆様の思いや願いに「沿う」中で、何が目的か、何を実現するのかを明確にし、教育行政の推進に誠心誠意努めてまいります。

町議会議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和3年度の教育行政執行方針といたします。